

永代使用料の会計学的考察

— 永代使用料および永代使用权を中心とした宗教法人会計の重要性 —

M132461 小野友翔

1. はじめに

1-1 問題意識

宗教法人会計は、その記帳方法など会計慣行をどう育てるかという問題が存在する。

1-2 本論文の目的

宗教法人の活動のうち永代使用权を中心として会計学の問題を抽出し、考察および研究を行うことを目的とする。

2. 永代使用料と永代供養料

2-1 宗教法人の現状

宗教法人は、その事業内容も終活支援やエンディングノート作成支援等より複雑化している。

2-2 宗教法人における「会計」の必要性

宗教法人法に「維持運用」の定めがある以上、普通法人同様各種帳簿をもとに誘導法により作成された貸借対照表の作成が必要である。

2-3 永代使用料の始まり

我が国の墓地の歴史は縄文時代まで遡る。現在の墓地は「所有権」ではなく「使用权」である。

2-4 同義に用いられる永代使用料と永代供養料

永代使用料と永代供養料は現在社会においても、同義で用いられることが多い。

3. 墓地の種類

3-1 墓地の3分類

公営墓地、寺院墓地、民営墓地の3種類以外に近年ではネット墓地も存在している。

3-2 墓地の種類の多様化

永代供養も多様化しており、近年では「納骨廟型」の様なロッカー型の墓地まで存在する。

3-3 近年の新しい埋葬法

「散骨」や「樹木葬」等の埋葬方法が選択されるなど、宗教法人を取り巻く環境は大きく変化している。

4. 墓地を取り巻く法律

4-1 墓地、埋葬等に関する法律（墓理法）

墓理法の目的は、「墓地、納骨堂または火葬場の管理および埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする」（墓理法第1条 法律の目的）と規定している。

4-2 独占禁止法と墓石指定

事業者を指定する「墓石指定店」による「墓石」の販売は、独占禁止法の適用を受ける「その他の事業」（第1章第2条）に当たるだろうか。

4-3 墓地の相続と相続税法

墓地や墓石等の相続財産は、性質、国民感情、社会政策的な面から相続税を課税するのは不相当とされ、これらを相続税の非課税財産としていることは、ひろく一般的に認知されているところである。

5. 永代使用权の性質

5-1 永代使用权

慣習法上の物権説、特殊な債権説、永代借地権説等、永代供養料の構成要素にバランスする権利である。

5-2 永代使用料の構成要素

永代使用料は、慣習法上の物件、特殊な債権、永代借地権の様な永代使用权であり墓地の維持管理費、墓石の廃棄費用、墓地のブランド価値、墓地開発時の開発費用などとバランスする。

5-3 墓地のブランド価値の存在

古都に存在する墓地、あるいは有名な墓園など明らかに他の価値が存在している。

5-4 墓地利用者の傾向

自宅からの距離、価格、ロケーション、施設にこだわる傾向がみられる。

6. 営利・投資の対象とされる永代使用权

6-1 経営主体とはなり得ない営利法人

経営主体が宗教法人であれば、宗教法人法第6条の宗教法人は公益事業を行うことができるという規定に基づいており、何ら問題はない。

6-2 営利法人による永代使用权の販売

株式会社ニチリクの有価証券報告書をもとに安全性分析、収益性分析、生産性分析を行う。

6-3 投資対象としての永代使用权

メモリアルエンジェルファンド株式会社の事例を取りあげる。

7. その他の権利との比較

7-1 ゴルフ会員権との比較

会員権の取得者は特にゴルフ場の土地を所有するわけでもなく、プレー代も必要であり永代使用权に似た性質がある。

7-2 ゴルフ会員権の性格

通常は株式会社によって経営されているゴルフ場が多く、株主会員制と預託会員制の会員権が一般に普及している。

7-3 ゴルフ会員権の公正価値と永代使用料

一時に収受する永代使用料は、その開発時期の経済状況により他に転嫁できていないことを考慮すると、より慎重な資金運用が必要と考えられる。

7-4 ゴルフ会員権と永代使用权の相続および取得時効

永代使用权として墓地と契約をしておらずとも、永代使用权が時効によって取得してもよい場合があるのではないか。

8. 永代使用权の将来像

8-1 海外における墓地事情

土地不足を背景に、ギリシャ政府は墓所の「リサイクル」を義務化した。

8-2 現在の宗教法人会計

2001年日本公認会計士協会は「宗教法人会計の指針」を取りまとめ「貸借対照表」を計算書類の基本に位置づけた。

8-3 収支計算書の役割

日本公認会計士協会は、「収支計算書が予算・実績の対比で示されるのも、そもそもこうした要請に応えるものである」と示した。

8-4 正味財産増減計算書の役割

正味財産増減計算書を作成することにより正味財産と収支差額のつながりを示す役割をもたせられる。

8-5 貸借対照表の位置づけと財産目録の役割

複式簿記による継続記録の結果として誘導的に作成される貸借対照表を基本と位置付ける事により、財産目録は貸借対照表の科目明細としての役割を担うこととなる。

9. むすび

9-1 我が国における宗教法人会計の将来

将来、永代使用料は永代ではなくなり「3年レンタル」の時代が来る可能性もないとは言えない。

9-2 まとめと今度の課題

「会計」の重要性を認識しなければならず、宗教法人における「宗教法人会計」の早期の整理・改善が肝要である。